改正後	改正前
7　会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項(⑶に掲げる事項に限る。)が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。 ⑴　会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る貸借対照表等に重要な影響を及ぼす可能性があるもの ⑵　当該事業年度に係る貸借対照表等の⑴に掲げる項目に計上した額 ⑶　⑵に掲げるもののほか、⑴に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	［新設］
8～11　［略］	7～10　［略］
12　［略］	11　［略］
⑴～⑶　［略］	⑴～⑶　［略］
⑷　当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該事業者の株式の数（種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数）	［新設］
⑸　［略］	⑷　［略］
［略］	［略］
第５表	第５表
電気事業営業費用明細表	電気事業営業費用明細表
［略］	［略］

区分	［略］
［略］	
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	
賠償負担金相当金	
廃炉円滑化負担金相当金	
［略］	

区分	［略］
［略］	
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	
［新設］	
［新設］	
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第１（第３条関係）	**別表第１**（第３条関係）
⑵　流動資産	⑵　流動資産

科目	項	備考
［略］	［略］	［略］

科目	項	備考
［略］	［略］	［略］